第百十四条中「受給権者」を「短期給付を受ける権利を有する者」に改める。

第百十四条の二を削る。

第百十五条第一項を削り、同条第二項中「前項に定めるもののほか、」を削り、「給付及び掛金」を「短期給付及び掛金等」に改め、同項を同条とする。

第百十八条中「給付」を「短期給付」に改める。

第百二十四条の二第一項中「（第四十一条第二項の規定を除く。）」及び「、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第九十九条第二項中「及び国の負担金」とあるのは「、公庫等又は特定公庫等の負担金及び国の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国の負担金」とあるのは「公庫等又は特定公庫等の負担金」と」を削り、「第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項」と、同条第四項中「労働組合」を「それぞれ第九十九条第二項（同条第六項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、同条第四項中「第九十九条第二項第三号に掲げる費用及び同条第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により負担することとなる費用（同条第五項の規定により負担することとなる費用にあつては、長期給付（基礎年金拠出金を含む。）に係るものに限る。）並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、「国、特定独立行政法人又は労働組合」に、「若しくは特定公庫等」を「又は特定公庫等」に改める。

第百二十四条の三中「別表第三」を「別表第二」に、「第九十九条第一項第一号及び第三号」を「第九十九条第一項」に、「第六項及び第七項」を「第七項及び第八項」に、「第四項の」を「第五項の」に、「同条第五項から第七項まで」を「同条第六項から第八項まで」に改める。

第百二十六条の二第三項中「第三十五条の二第一項」を「第三十五条の二」に改める。

第百二十六条の六中「規定による」を「定めるところにより行われる」に改める。

第百二十七条の二中「漏らした」を「漏らし、又は盗用した」に改める。

附則第六条の二及び第六条の三を削る。

附則第十一条の三中「「介護納付金並びに」を「並びに介護納付金」に、「退職者給付拠出金、介護納付金並びに」を「、退職者給付拠出金並びに介護納付金」に改め、「、同項第一号中「の納付」とあるのは「並びに退職者給付拠出金の納付」と」を削る。

附則第十二条の二から第十二条の十三までを削る。

附則第十三条を次のように改める。

第十三条　削除

附則第十三条の二から第十三条の十までを削る。

附則第十四条中「附則第十二条の二から前条までその他この附則に定めるもののほか、第四章第三節その他の」を削る。

附則第十四条の三第五項中「別表第三」を「別表第二」に改める。

附則第二十条及び第二十条の二を削り、附則第二十条の二の二を附則第二十条とする。

附則第二十条の三第四項の表第八条第一項の項中「附則第二十条の三第二項」を「附則第二十条の二第二項」に改め、同表第九十九条第一項第一号及び第三号の項中「第九十九条第一項第一号及び第三号」を「第九十九条第一項」に、「附則第二十条の二第四項」を「第五項の」に改め、同表第九十九条第三項の項から第九十九条第五項の項までを次のように改める。

第九十九条第三項	を除く。）を含む	並びに附則第二十条の二第四項において読み替えて適用する第五項の規定による郵政会社等の負担に係るものを除く。）を含む
第九十九条第四項	若しくは独立行政法人国立病院機構	、独立行政法人国立病院機構若しくは独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構
第九十九条第五項	負担する	負担し、郵政会社等は政令で定めるところにより郵政会社等が負担することとなる金額を負担する

附則第二十条の三第四項の表第百十一条第二項の項中「附則第二十条の四第一項」を「附則第二十条の三第一項」に改め、同表第百二十二条の項中「附則第二十条の八第一項」を「附則第二十条の七第一項」に改め、同表第百三十条の項中「附則第二十条の四」を「附則第二十条の三」に改め、同条を附則第二十条の二とし、附則第二十条の四を附則第二十条の三とし、附則第二十条の五を附則第二十条の四とする。

附則第二十条の六中「附則第二十条の三第四項」を「附則第二十条の二第四項」に、「第九十九条第四項」を「第九十九条第五項」に改め、同条を附則第二十条の五とする。

附則第二十条の七第一項中「附則第二十条の三第二項」を「附則第二十条の二第二項」に改め、同条第二項中「附則第二十条の三第三項」を「附則第二十条の二第三項」に改め、同条を附則第二十条の六とする。

附則第二十条の八第一項及び第三項中「附則第二十条の三第四項」を「附則第二十条の二第四項」に改め、同条を附則第二十条の七とする。

附則第二十条の九第一項、第四項及び第六項から第八項までの規定中「掛金」を「掛金等」に改め、同条を附則第二十条の八とする。

附則第二十条の十第一項中「掛金」を「掛金等」に改め、同条を附則第二十条の九とする。

附則第二十条の十一中「掛金」を「掛金等」に改め、同条を附則第二十条の十とする。

附則第二十条の十二中「掛金」を「掛金等」に改め、同条を附則第二十条の十一とする。

附則第二十条の十三中「附則第二十条の三」を「附則第二十条の二」に改め、同条を附則第二十条の十二とする。

附則別表第一から附則別表第三までを削る。

別表第二を削り、別表第三を別表第二とする。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第三条　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一条―第二条」を「第一条・第二条」に、「第五十五条の二」を「第五十五条の九」に、「第三節　長期給付（第七十四条―第七十七条）
第一款　通則（第七十四条―第七十七条）
第二款　退職共済年金（第七十八条―第八十三条）
第三款　障害共済年金及び障害一時金（第八十四条―第九十八条）
第四款　遺族共済年金（第九十九条―第百四条）
第五款　地方公共団体の長に対する長期給付の特例（第百五条―第百七条の六）
第六款　離婚等をした場合における特例（第百七条の七―第百七条の十一）
第七款　被扶養配偶者である期間についての特例（第百七条の十二）」を「第三節　長期給付（第七十四条―第百七条）」に、「第五章　福祉事業（第百十二条・第百十二条の二）」を「第五章　福祉事業（第百十二条・第百十二条の二）
第五章の二　実施機関積立金の管理及び運用（第百十二条の三―第百十二条の九）」に改める。

第一条の二を削る。

第二条第一項第五号を次のように改める。

五　報酬　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条の規定の適用を受ける職員については、同条第一項に規定する給料及び同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当を除いたものとし、その他の職員については、これらの給料及び手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。

第二条第一項第六号中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削り、同条第三項中「第八十四条第二項」を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十七条第二項」に改め、「該当する」の下に「程度の」を加える。